



事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 30 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

令和 8 年熊本地震に係るデータ提出加算及び外来データ提出加算等の取扱い
について

災害が発生した場合における保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについては、「災害発生時における保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて」（令和 8 年 3 月 31 日付け保医発 0331 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知。以下「課長通知」という。）により、お示ししているところです。

今般、「令和 8 年熊本地震に係る保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて（周知）」（令和 8 年 7 月 29 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）においてお示したとおり、令和 8 年 7 月 28 日に発生した熊本を震源とする地震（以下「令和 8 年熊本地震」という。）は課長通知の 1（1）に規定する「対象となる災害」に該当し、課長通知に定める取扱いが適用されます。これを受け、課長通知の 2（14）及び 3（15）を踏まえ、令和 8 年熊本地震に伴うデータ提出加算及び外来データ提出加算等に係る取扱いを下記のとおり定めますので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対し周知徹底を図られますようお願いいたします。

記

1. データ提出等が困難な保険医療機関に係る取扱いについて

区分番号「A 2 4 5」データ提出加算及び外来データ提出加算等（※）に係るデータの提出期限については、それぞれ別表 1 及び別表 2 のとおり定めているところ。

令和 8 年熊本地震の発災に伴い、被災地の保険医療機関又は被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足している保険医療機関若しくは被災地から多数の患者を受け入れた保険医療機関において、「D P C の評価・検証等に係る調査（退院患者調査）」への適切な参加及びデータ提出加算に係るデータ提出又は「外来医療、在宅医療、リハビリテーション医療の影響評価に係る調査」への適切な参加及び外来データ提出加算等に係るデータ提出が困難な場合には、2（1）に示す連絡期限までに、D P C 調査

事務局又は外来医療等調査事務局まで連絡されたい。その後の具体的な手続きについては、個別に調整を行うこととする。

※ 区分番号「A 0 0 1」再診料の注 13 及び「B 0 0 1－2－9」地域包括診療料の注 4 に規定する外来データ提出加算、「B 0 0 1－3」生活習慣病管理料（Ⅰ）の注 4 及び「B 0 0 1－3－3」生活習慣病管理料（Ⅱ）の注 4 に規定する充実管理加算、区分番号「C 0 0 2」在宅時医学総合管理料の注 13、区分番号「C 0 0 2－2」施設入居時等医学総合管理料の注 5（在宅時医学総合管理料の注 13 を準用する。）及び区分番号「C 0 0 3」在宅がん医療総合診療料の注 7 に規定する在宅データ提出加算並びに区分番号「H 0 0 0」心大血管疾患リハビリテーション料の注 7、区分番号「H 0 0 1」脳血管疾患等リハビリテーション料の注 8、区分番号「H 0 0 1－2」廃用症候群リハビリテーション料の注 8、区分番号「H 0 0 2」運動器リハビリテーション料の注 8 及び区分番号「H 0 0 3」呼吸器リハビリテーション料の注 7 に規定するリハビリテーションデータ提出加算（以下「外来データ提出加算等」と総称する。）

2. 連絡期限及び連絡先等について

（1）連絡期限

令和 8 年 8 月 20 日（木）まで

（2）連絡先等

①データ提出加算に係る連絡先等

連 絡 先：D P C 調査事務局
メールアドレス：dpc@prism.com

②外来データ提出加算等に係る連絡先等

連 絡 先：外来医療等調査事務局
メールアドレス：support@gairai.jp

[別表 1] データ提出加算に係るデータの提出期限

作成対象月	提出期限
令和 8 年 4 月、5 月分	令和 8 年 7 月 23 日（木）
令和 8 年 6 月～9 月分	令和 8 年 10 月 23 日（金）

[別表 2] 外来データ提出加算等に係るデータの提出期限

作成対象月	提出期限
令和 8 年 4 月、5 月分	令和 8 年 7 月 30 日（木）
令和 8 年 6 月～9 月分	令和 8 年 10 月 29 日（木）